

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋埠頭株式会社

（事務所所在地：港区潮風町無番地）

経済局

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和7年6月10日から令和8年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に執行された名古屋埠頭株式会社（以下「名古屋埠頭」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名古屋埠頭に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、名古屋埠頭に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査に当たっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

名古屋埠頭においては、今後の事業執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、経済局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、経済局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名古屋埠頭の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を行った後に、登録内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

名古屋埠頭のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上は、振込登録を総務グループの職員 4名が、振込承認を総務・経理・内部統制室統括（取締役部長）が、それぞれ分担して行っていたとのことであった。一方で、システム上、各システム利用者は、振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された 1つの ID を共用しており、一人で支払ができる状況となっていたほか、操作した者を特定できない状況となっていた。

また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された ID を共用していると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、さらに、操作した者を特定できないことから、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、各システム利用者には振込登録のみ又は振込承認のみの権限を付与した個別の ID を割り当てるよう改められたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(2) 党費の支出について（支出事務）

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）上、法人等が負担する党費は寄附とみなされ、地方公共団体から資本金等の出資等を受けている法人（以下「地方公共団体の出資団体等」という。）は、出資等をしている地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び現に公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対する政治団体等に対して政治活動に関する寄附をしてはならないとされている。さらに、地方公共団体の出資団体等による政党に対する寄附は、その政党が当該地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者を推薦等している場合には、寄附先が政党の本部であるか支部であるかを問わず、禁止されるものと解されている。

また、名古屋埠頭は、本市から資本金の出資を受けていることから、寄附の禁止に関する上記規定の適用を受ける法人に該当する。

名古屋埠頭における小口現金の支出状況を調査したところ、特定の政党の支部に対して、役員 2名分の党費計 8,000円を支払い、これを会社の経費として負担している事例が見受けられた。当該政党が、本市の議会の議員等を公認又は推薦していることに鑑みれば、名古屋埠頭による当該政党の支部に対する寄附は、政治資金規正法により禁止されている寄附に該当するものと解される。

当該党費を会社の経費として負担しないよう、改められたい。

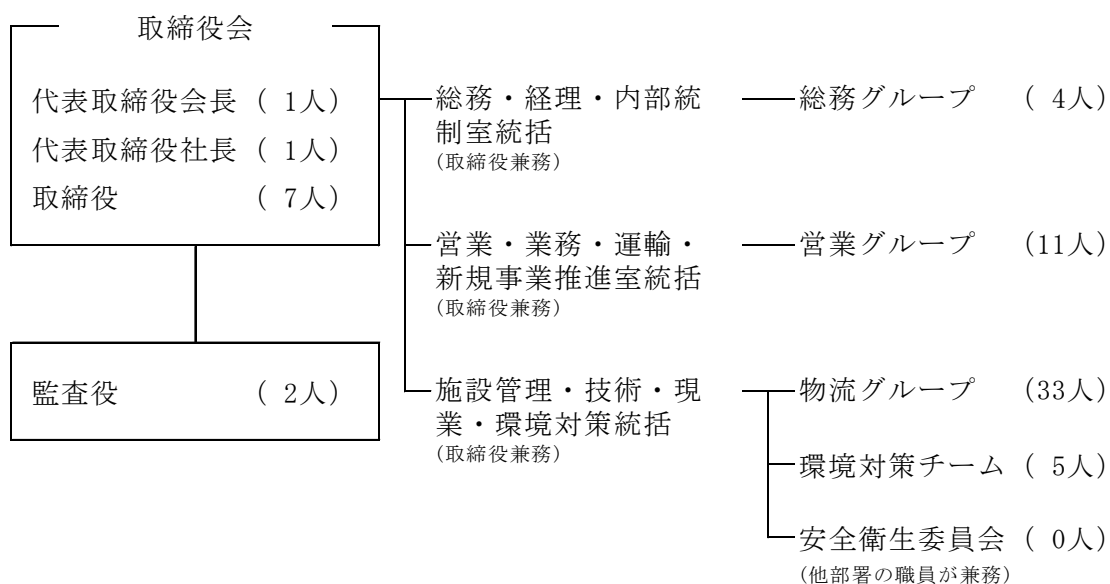
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：名古屋埠頭株式会社
- ・所 在 地：港区潮風町無番地
- ・資 本 金：6,000万円（本市出資額は2,000万円であり、出資割合は33.3%（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：①港湾運送事業、②倉庫事業、③環境事業、④貨物運送事業等
- ・職 員 数：53人
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和7年3月31日現在）



2 本市からの財政援助（令和6年度）

なし

3 事業状況（令和6年度）

(1) 港湾運送事業

石炭・コークス類及び鉱石類等の積卸し等

(2) 倉庫事業

炭素材原料等の保管等

(3) 環境事業

産業廃棄物及びリサイクル貨物の積替保管

(4) 貨物運送事業

一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日）

科 目	金 額
	千円
営業収益	1,991,497
港湾運送事業収入	1,315,928
倉庫事業収入	232,745
環境事業収入	21,309
貨物運送事業収入	239,617
その他の事業収入	181,896
営業費用	1,775,354
作業経費	1,415,499
一般管理費	359,855
営業利益金額	216,142
営業外収益	12,764
受取利息、配当金	2,338
雑収入	10,426
営業外費用	11
支払利息	11
経常利益金額	228,895
特別利益	3,634
固定資産売却益	3,634
税引前当期純利益金額	232,529
法人税、住民税及び事業税	86,801
法人税等調整額	△ 13,868
当期純利益金額	159,597

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 7年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1,374,261	買掛金	47,191
受取手形	43,622	未払費用	60,925
売掛金	203,279	未払法人税等	41,258
仮払税金	4,623	預り金	5,744
立替金	3	未払消費税	8,832
未収金	526	賞与引当金	56,800
前払費用	770	流動負債合計	220,752
貯蔵品	3,300	固定負債	
仮払金	80,692	退職給付引当金	79,477
貸倒引当金	△ 1,360	役員退職慰労引当金	84,467
流動資産合計	1,709,718	固定負債合計	163,945
固定資産		負債合計	384,697
有形固定資産		純資産の部	
建物	225,468	株主資本	
構築物	196,052	資本金	60,000
機械装置	302,119	利益剰余金	
車両運搬具	35,058	利益準備金	15,000
器具備品	13,023	その他利益剰余金	
土地	19,315	社屋新築積立金	180,000
有形固定資産合計	791,037	荷役設備積立金	465,000
無形固定資産		別途積立金	1,030,000
専用権	413	繰越利益剰余金	803,495
無形固定資産合計	413	その他利益剰余金合計	2,478,495
投資その他の資産		利益剰余金合計	2,493,495
投資有価証券	189,927	株主資本合計	2,553,495
出資金	300	評価・換算差額等	
会員権	3,750	その他有価証券評価差額金	15,919
保証金	186,681	評価・換算差額等合計	15,919
長期貸付金	960	純資産合計	2,569,414
繰延税金資産	71,073		
リサイクル預託金	250		
投資その他の資産合計	452,941		
固定資産合計	1,244,393		
資産合計	2,954,112	負債及び純資産合計	2,954,112

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。